

商標法（商標の廃止要件の判断基準）

【書誌事項】

当事者：A氏（上告人、原告）v. 智慧財産局（被上告人、被告）、B社（参加人）

判断主体：最高行政法院

事件番号：103年裁字第241号行政判決

言渡し日：2014年2月20日

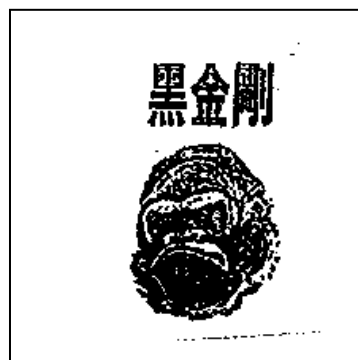
事件の経過：上告棄却

【概要】

商標権を維持するためには使用を継続する必要がある、その使用程度は低程度の基準を採用すべきである。したがって、商標権者はたとえ少しでも使用の証拠資料を提出すれば、商標権者が商品の販促にその登録商標を使用しているという事実を証明できる可能性がある。

【事実関係】

参加人B社は、登録第711914号商標「黒金剛及び図」（以下「係争商標」という、下図を参照）の商標権者であり、各種酒類（ビールを除く）商品への使用を指定し、係争商標につき一度目は2011年7月31日まで登録を更新し、またその期限前に2021年7月31日まで更新申請した。A氏は2011年7月11日に当時の商標法第57条第1項第2号規定（即ち現行商標法第63条第1項第2号）を根拠として、B社が正当な理由なく係争商標を使用していない期間が満3年続いているとして、智慧財産局に係争商標の登録の廃止を申請した。智慧財産局の審査期間において、商標法は2012年7月1日に改正が施行され、智慧財産局は現行商標法第63条第1項第2号の規定に基づき審査した結果、「廃止不成立」の処分を下した。A氏は不服として訴願し、行政訴訟ではいずれも棄却された。A氏は原審において智慧財産法院がB社が酒たばこ税籍の登記手続きをしていること並びに「品目:黒金剛料理米酒、数量:6瓶」と記載されている伝票1枚のみを証拠にB社が係争商標の使用を継続していると認定し、現処分を維持する判決を下したのは経験及び証拠の法則に反しているとして、最高行政法院に上告した。



【判決内容】

最高行政法院は、商標権を維持するための使用行為につき現行商標法第 63 条第 3 項規定を参酌すると（即ち「第 1 項第 2 号に規定の事情があり、廃止申請時において当該登録商標をすでに使用しているとき、他人が廃止申請しようとすることを知ったことにより、廃止申請の前 3 ヶ月以内に使用を開始した場合を除き、その登録は廃止されない」、商標権を維持するための使用行為の使用程度は低程度の基準を採用すべきであることがわかる。もし高程度の基準を採用する場合、立法者は上述の第 63 条第 3 項「倉促使用（急な使用）」を除外する規定を定めないはずである。したがって、本案で「酒たばこ税産品の登記資料内容」と「統一発票の記載内容」の二つの証拠資料を組み合わせは、参加人 B 社が商品販促において係争商標を使用している客観事実を確認するに足る。原判決はこの法理及び事理の基礎において参加人 B 社が係争商標を使用している事実に対して認定し、その事実認定と法適用に誤りはない。

【専門家からのアドバイス】

商標を実際に使用することは商標専用権を維持するための要件である。商標法第 5 条の規定によると、商標の使用とは販促を目的として、次の事情があり、関連消費者にその商標を認識させるに足ることを指す：(1) 商標を商品またはその包装容器に使用する (2) 商標が記載された商品または包装容器を所持、陳列、販売、輸出または輸入する (3) 商標を提供する役務に関する物品に用いる (4) 商標を商品または役務に関する商業文書または広告に用いる (5) 前述の各事情をデジタルコンテンツ、電子メディア、インターネットまたはその他メディアを通じて行う。

本件は最高行政法院が商標を継続使用していないとの廃止事由を構成するかの判断にあたって、使用程度につき「低程度の基準」を採取すると初めて明示した判決である。本件の使用証拠は伝票 1 枚と関連税籍登記だけをもって商標を継続使用している事実を認定したが、実務上の今後の発展については引き続き観察する必要がある、もし今後、最高行政法院が他の類似案件についても同一の見解を採取した場合、商標権者は市場において積極的に開発しようとしなが登録商標を継続的に維持しようとする場合、最大のコストパフォーマンスを得るために、商標法第 5 条の商標使用行為の範囲内に符合し、維持に必要な相当な低程度の使用を考慮すればよいことになる。